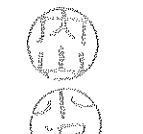
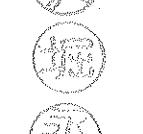
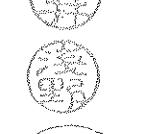
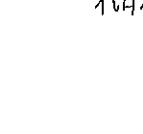


平成 25 年（行ウ）第 10 号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）
原 告 河濱盛正ら 外 44 名
被 告 山口県知事

第9準備書面

2015（平成27）年4月20日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田川 章次	
同 訴訟代理人弁護士	内山 新吾	
同 訴訟代理人弁護士	小沢 秀造	
同 訴訟代理人弁護士	堀 良一	
同 訴訟代理人弁護士	永井 光弘	
同 訴訟代理人弁護士	浅野 正富	
同 訴訟代理人弁護士	嶋田 久夫	
同 訴訟代理人弁護士	丸山 明子	
同 訴訟代理人弁護士	仁比聰平	
同 訴訟代理人弁護士	石口俊一	
同 訴訟代理人弁護士	則武透	
同 訴訟代理人弁護士	米倉大樹	
同 訴訟代理人弁護士	内山傑史	

被告第6準備書面に対し、以下のとおり反論する。

第1 損害賠償請求（以下「4号請求」という）における財務会計行為について

1 本訴訟のうち4号請求において違法の対象となる財務会計行為については、既に特定したとおりである（原告第6準備書面7頁上から4行目）。上記財務会計行為のうち、被告が中国電力に対して補足説明を求める際に送付した書面の郵送費（以下「本件郵送費」という）については、同書面の作成日・発送日、作成者、発送者、郵送方法、郵送にかかった経費、支出負担行為日・支払命令日、支出負担行為・支出命令者及び支払日まで明確に特定している（原告第6準備書面別紙2「本件郵送費に係る支出負担行為・支出命令」）。

なお、被告から、原告第6準備書面別紙2について、本件郵送費の支払担当者（支出負担行為・支出命令者）の所属課は、「学事文書課」ではなく、「給与厚生課」であるとの指摘がある（被告第6準備書面4頁上から1行目）。情報公開請求に対する回答において、「開示する公文書について」と題する書面には、「港湾課の郵送料については、学事文書課の予算で支払っています。」「郵送料の支払手続は、給与厚生課で行っています。」との記載があり、支出負担行為・支出票の「所属」欄には、「学事文書課」との記載がある（甲27の2）。原告らは、かかる記載から、支出負担行為・支出命令者の所属は学事文書課であり、実際の支払手續のみを給与厚生課所属の職員が担当しているものと判断したのである。山口県事務決裁規程別表第3においても、「文書の発送及び公印の取扱いに関する事務」の決裁権者の所属課は、給与厚生課ではなく、学事文書課となっている（甲45：6頁ないし10頁）。

2 また、仮に、原告である住民が、違法な財務会計行為によって地方公共団体が被った財産的損害ではなく、実際には財務会計行為の縁由

となった地方公共団体の行政運営の違法性一般を問題としているような場合であっても、地方公共団体の出損を伴う財務会計行為の違法性を問う住民訴訟の形をとっている限り、議会や選挙における議論を通じて解決するのが妥当であるというだけの理由で訴えを却下することは許されないと解すべきである。例えば、津地鎮祭訴訟（最大判昭52・7・13民集31巻4号533頁）は、神式に則って行われた市体育館の起工式に際し、市長が、神職に対する報償費4000円及び供物料金3663円の公金を支出させたことが政教分離原則に反するか否かが主な争点であり、市の財産的損害を是正することがむしろ副次的な目的にすぎないことは明らかであったと思われるが、全審級において本案審理がされていることも、既に指摘した（原告第3準備書面3頁上から6行目）。

3 本訴訟も、明確に、山口県の出損を伴う財務会計行為の違法性を問うている以上、不適法な訴えとして却下されるべきではない。

第2 4号請求における損害額について

被告は、原告らが山本の判断留保によって山口県が被った損害額が10万円を下らないと主張することをもって、財務会計行為として不特定であると主張する（被告第6準備書面4頁下から7行目）。

しかし、4号請求における財務会計行為の特定と損害額の立証とは、別個の問題である。前者は訴訟要件であり、後者は要件事実であると考えられる。後者については、民事訴訟法248条によって認定する例も少なくないことは、既に指摘した（原告第6準備書面13頁上から2行目）。

したがって、損害額の具体的な立証が性質上極めて困難であるとして相当額を主張することから、直ちに、4号請求における財務会計行為の特定性を欠くということにはならないというべきである。

第3 支出の違法性が問題となる期間について

- 1 監査請求前置主義との関係で、監査委員が請求の要旨(1)を「標準処理期間経過後の平成25年2月27日以降の埋立免許事務に直接携わった職員等の審査に伴う人件費や用紙代等の支出は、また違法な支出であり、山口県が損害を被っているので、補填するために必要な措置を請求する」ものと理解したこと（甲4：4頁下から9行目）をもって、本訴訟において、上記日付より前の支出の違法性を争うことは、監査対象との同一性を欠き、許されないのでないかとの指摘もある。
- 2 しかし、監査請求前置を定めた地方自治法242条の2第1項柱書には、住民が、住民監査請求において対象とした財務会計上の行為又は怠る事実について住民訴訟を提起すべきものと定めているが、同項には、監査請求で求めた具体的措置の相手方と同一の者を相手方として同措置と同一の請求内容による住民訴訟を提起しなければならないとする規定はない。また、そもそも住民監査請求に当たり措置の内容及び相手方を特定する必要もなければ、仮に特定されていたとしても監査委員はこれに拘束されるわけでもない。住民監査請求と住民訴訟との同一性は、原告である住民らが監査請求において何を対象としていたと考えるのが合理的であるのかという視点から、柔軟に解釈されるべきである（甲14：西川知一郎編『行政関係訴訟』250頁ないし254頁〔森鍵一〕（青林書院、2009））。

原告らは、監査請求段階から本件許可申請の審査に通常要する合理的期間経過後の審査に伴う支出の違法性を問題にしている（甲51）のであり、あえて監査対象から本件許可申請のあった平成24年10月5日から標準処理期間満了日である平成25年2月26日までの支出を除外する理由はない。本件許可申請当時、平成23年3月11日の福島第一原発事故により、原発の新設はまったく見通しが立たない

状況にあった。かかる状況下において、中国電力株式会社は、本件許可申請書の記載事項である運用基準（甲7）に該当する事実を明確に記載することなどできないはずであり、曖昧に記載するか、虚偽の事実を記載するかのいずれかでしかありえない。このような記載では適法な申請とは認められないから、当時山口県知事の職にあった山本は、申請後直ちに却下すべきであった。もしくは、これらの記載が正当理由の基準に合致しないとして不許可とすべきであった（原告第8準備書面：3頁下から4行目ないし6頁下から5行目）。

3 したがって、原告らの合理的な意思解釈として、請求の要旨(1)には、本件許可申請がなされた平成24年10月5日以降の審査に伴う支出の違法性を追求する趣旨が含まれているというべきであり、本訴訟で違法性を争っている平成24年10月5日から標準処理期間満了日である平成25年2月26日までの支出についても、監査請求前置の要件を満たすというべきである。

第4 その他

原告準備書面で引用する岡口基一『要件事実マニュアル第4巻』（ぎょうせい、第3版、2011）について、対応する同書第4版（2013）の頁数は、別紙記載のとおりである。

以上

(別紙)

	原告準備書面引用頁	第3版該當頁	第4版該當頁
1	第5準備書面3頁上から3行目	3 6 2 頁	3 8 4 頁
2	第6準備書面2頁下から3行目	3 4 7 頁	3 7 1 頁
3	第6準備書面7頁上から13行目	3 4 9 頁	3 7 3 頁
4	第6準備書面7頁下から9行目	3 5 0 頁	3 7 4 頁
5	第6準備書面11頁上から10行目	9 6 頁	1 1 5 頁
6	第6準備書面13頁上から3行目	3 6 4 頁	3 8 9 頁
7	第7準備書面2頁上から7行目	3 4 7 頁	3 7 1 頁